

規格・基準などの事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定)第2条9. 1に基づくものです。 〕

玄米及び精米に関する食品表示基準の改正について

下記のとおり、食品表示基準を改正する予定ですので、お知らせします。
御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
食品表示基準の改正
- 2 対象品目
玄米及び精米
- 3 趣旨及び目的
現行制度では、産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用い、かつ、それについて、国産品にあつては農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明もしくは、輸入品にあつては輸出国の公的機関等による証明を受けている場合にのみ、産地、品種及び産年の表示が可能であったところ、前述の証明を受けていない場合でも、産地、品種及び産年の表示を可能とするとともに、表示の根拠となる資料の保管を義務付けるため、食品表示基準の一部を改正する。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
消費者庁食品表示企画課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL (03) 3507-9222
FAX (03) 3507-9292
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間